

## 第190回小樽市都市計画審議会 会議録

開催日	令和4年2月3日～3月2日
開催方法	書面会議
公開・非公開の別	非公開(書面会議のため)
出席委員	15名
会議次第	
1 議題	
(1)協議事項	
議案1 都市計画道路の見直しについて	
(2)報告事項	
議案2 第2次小樽市緑の基本計画の策定について	
議案3 都市計画提案制度による小樽築港駅周辺地区地区計画の変更について	

### 1 議題

議案について、各委員に資料を送付し、「書面審議書」にて実施

[期間:令和4年2月3日(木)～2月16日(水)]

#### ●議案1

案件名	賛成	反対
都市計画道路の見直しについて	14	1

#### 【審議結果】

議案1について、異議なしと認め、同意する。

#### 【議案に対する主な御意見・御質問】

委員名	御意見・御質問	回答
A 委員	①蘭島海岸通線、高島中央通線などの海岸付近の計画道路の廃止により津波などの災害時に対応できるのであれば、やむを得ない。	①海岸線に近い蘭島地区、高島地区及び銭函地区の市街地においては、各地区幅員が狭いながらも小型自動車程度なら通行可能な既存道路がある程度配置されていることから、都市計画道路を廃止した場合においても、津波浸水区域から避難場所などへの避難路としての役割を担えることは十分可能であると考えております。

	<p>②計画廃止になる路線であっても、地域における主要な道路であることから、夏場の環境ならば、現況でも問題ないが、冬場には、交通が困難になる場所が出ている。除排雪の強化や適切な道路管理が必要</p>	<p>②都市計画道路としての位置付けが廃止されたとしても、道路が廃道される訳ではないので、地域を支える道路機能を確保するため、維持・管理について頂いた御意見については、各道路管理者とも情報共有してまいります。</p>
A 委員	<p>③住民説明会の意見の状況によっては、再検討する必要</p>	<p>③都市計画道路の見直しの方向性検討に当たっては、道路の存廃等により広く市民の生活や権利に影響を及ぼすものであり、専門的な見地から慎重に検討を進めてきたところではありますが、都市計画道路は、都市の骨格を形成し地域の主要な交通を担う道路であることから、個人・個別の御意見を反映させることが難しい側面もございますが、都市計画道路の見直し方針策定時や、道路の廃止、変更における都市計画法に基づく手続きの中で、住民説明会等を開催して、地域住民等の御意見を伺い合意形成を図りながら、慎重かつ丁寧に進めていく予定です。</p>
	<p>① 存続・継続と判断した路線も例えば『建て替え困難な宅地』『支障物件』と推察されるものが有り、今後も実現が難しいと考えられ、『先送り』にしか見えない Ex 資料No2-3 P48 P50 P52 P56 等 多数</p>	<p>①存続や変更とした路線（区間）は、未整備であっても道路用地が確保されているため、民地に対する影響は少ないものと考えております。また、検討継続とした路線（区間）については、都市計画道路としての位置付けの必要性が高いが、実現性には課題があること、また、変更したとしても事業の実現性の課題が解決できないこと、さらには対象となる路線（区間）の代替路線が近くにないことから、今後の交通状況や都市構造、社会経済情勢などの変化を見極めながら、整備の実現性も含めた検討を継続するとしたものであります。</p>
B 委員	<p>②『問題の先送り』をせず、本当に必要な道路整備に優先順位を付け着手すべきと考える</p>	<p>②存続や変更となった路線（区間）については、優先度の高いところから、整備に向けて関係機関と協議を進めながら道路整備に取り組んでまいりたいと考えています。しかし、市事業については、小樽市の財政状況などもあり、早急な整備が困難なケースもあると考えられます。</p>
	<p>③ 一部国道・道道との重複があるが、これは市が整備すべき道路か</p>	<p>③国道は国が、道道は北海道が整備を行いますが、国道と道道の重複区間の整備は、原則、国が整備を行うこととなります。</p>
	<p>④ 将来のコンパクトシティと連動した整備計画とすること</p>	<p>④現在、本市では、国土交通省が推進するコンパクト・プラス・ネットワークの考えのもと、人口減少下においても、市民が安心・快適な暮らしを持続できるよう「小樽市立地適正化計画」を策定中ではありますが、今後の都市計画道路の整備に当たっては、同計画と整合の図られた整備計画の策定に努めてまいりたいと考えております。</p>

C 委員	<p>廃止の方向とされている区間について用途地域の見直しが必要な区間がある。</p> <p>住民等に対して用途地域が変更になる場合に何がかわるのか、生活環境に影響はないのか等、具体的にわかりやすい説明を求めます。</p>	<p>用途地域の見直しにより、建築物の用途の制限や建蔽率・容積率の制限により既存建築物や新築する建築物などに影響があるものと考えていることから、用途地域の見直しに当たっては、沿道や周辺地区住民等の生活環境に影響が出ないように、土地利用の現況及び動向を勘案し、慎重に検討する必要があるものと考えております。そのため用途地域の変更案については、今後、当審議会の中で御審議を頂くとともに、変更手続きの際には、住民説明会等を開催して、地域住民等の御意見を伺い合意形成を図りながら進めていく予定であります。</p>
---------	--	--

●議案2

案件名
第2次小樽市緑の基本計画の策定について

【議案に対する主な御意見・御質問】

委員名	御意見・御質問	回 答
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次では緑の面積・量だけでなく、緑の質（適切な伐採、伐木、下草雑草処理など）や市民への影響も評価されるものにしてほしい。</li> <li>・基本計画なので具体的に入れてほしいということではないが、小樽公園や手宮公園の桜の木の更新等や、各市民団体等とのパートナーシップについて文章だけに終わらない具体策につながるような表現をのぞみたい。</li> </ul>	<p>今後、策定委員会において議論してまいりますので、御意見として賜ります。</p>

●議案3

案件名
都市計画提案制度による小樽築港駅周辺地区地区計画の変更について

【議案に対する主な御意見・御質問】

委員名	御意見・御質問	回 答
E 委員	<p>北海道が公表している「津波浸水想定区域」の築港地区に、災害緊急時に最も避難困難が想定される高齢者の移住や医療、施設建設が適正な政策でしょうか。</p> <p>市民の安全・安心は地域の近くのかかりつけ医の充実ではないでしょうか。大型商業施設誘致失敗の記憶が残る中で、特定の医療事業者への市税投入は疑念を抱きます。</p>	<p>小樽築港駅周辺地区は、標高が低いことから、北海道が公表している「津波浸水想定区域」に一部かかっていますが、平坦であり、計画的な道路整備が行われていることから、浸水想定区域外への避難が迅速に行える地区と認識しております。</p> <p>当該地区計画の変更案は、当該地区の土地利用方針や将来人口へ対応するまちづくりの方向性に即しているものと判断したことから、現行の地区計画の内容を変更するものであり、変更後は民間事業者が施設整備を行うものであることから、新たな公共施設等の整備など、税金を投入するものではございません。</p>
F 委員	<p>提案理由の背景とされている大型商業施設の運営状況を念頭に置きつつも、同地区の都市計画マスタープラン上の基本方針を踏まえ、さらに都市計画提案制度の本来的な趣旨を尊重した計画が推進されるように配慮して進めていただくことを希望します。</p> <p>小樽市における同制度による地区計画の変更は過去に1例のみであり、またその前例も今回の提案とは地区の性質や規模が大きく異なるものです。提案に際して定められた要件は満たされているものの、この地区計画変更の影響は同地区内の住民や地権者にとどまらず、むしろ市内外の広範囲に及ぶため、その点を十分に考慮した都市計画の変更を希望します。</p>	<p>御意見を踏まえて、地区内外の住民や地権者と合意形成を図れるよう、慎重かつ丁寧に都市計画変更の手続きを進め、行政と市民が協働によるまちづくりの推進に努めてまいります。</p>

<p>A 委員</p>	<p>人口減少により、広大な商業施設を維持するほどの需要が見込めない中で、商業レクリエーション地区を変更することは理解できる。済生会小樽病院とみどりの里の移転、小樽市の高齢化の状況から医療、福祉も含む地区計画の変更も理解できるが、共同住宅の建設を可能にする事については、他の事例を参考にするほか、小樽市のまちづくり全体にどのような影響が出てくるのか、慎重な判断が必要だと考えることから、共同住宅の建設可能にすべきではない。</p>	<p>一般向けの共同住宅は、地区計画区域内の「中高層住宅地区」に誘導していることから、「医療・福祉関連サービス業務地区」との連携が期待されるサービス付き高齢者向けの共同住宅に限定して建設を可能とする変更案としたものです。他都市の地区計画事例を参考としておりますが、今後開催する住民説明会や公衆縦覧での御意見を踏まえ検討したいと考えております。</p>
-----------------	---	---